

平成24年第3回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月6日(水)から19日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
16日	土			
17日	日			
18日	月			
19日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成24年鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
平成24年 6月 6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年 6月 6日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年 6月 6日 午後1時24分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	3	星正彦		4	仲野守	

職 務	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成24年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成23年度事業結果及び決算並びに平成24年度事業計画及び予算の報告
- 日程第4 農業委員会委員の推薦
- 日程第5 議案第41号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第6 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除
- 日程第10 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結
- 日程第11 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更について

平成24年6月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成24年第3回鞍手町議会定例会を開会します。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
町長。

○町長 柴田 好輝君

一級河川西川の河道整備につきまして行政報告をいたします。
本年4月20日に直方県土整備事務所より、平成23年度事業に係る小木橋より下流の区
間500mにおいて、浚渫工事に伴い、土質が起因と想定される堤対の沈下など、形状の変
動が生じている状態にあること、また出水期を控えていることから応急措置を講じた上、変
動調査を継続するとともに、対応策を検討の上、本年秋には本復旧を実施する予定との報告
を受けております。

町といたしましては、当該箇所の沿線が内水型洪水の常襲地帯であることから、地域住民
に不安を与えないためにも、万全の措置を講じていただくことを要請いたしております。

また、町及び西川改修期成同盟会から直方県土整備事務所長に対しまして、当該区間の越
水対策など応急対策について万全を期すること、本復旧にあたっては、浸水被害の軽減策等
を踏まえた計画を検討し、将来に繋がる対応を求めるものとし、5月16日付けで書面によ
り要望したところであります。

管理は福岡県でございますが、影響を受けるのは地域住民であります。今後も現地を注視
しながら、状況によっては県に対し必要な措置を講じるよう要請していくことといたして
おります。

以上、行政報告をいたします。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。
まず町長より提出されています、平成23年度鞍手町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告、平成24年度鞍手町水防計画書及び第3期鞍手町障がい福祉計画書と、監査より提出
されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しています。陳情文書表のとおり所
管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において3番議員 星 正彦君
及び4番議員 仲野 守君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月19日までの14日間に決定しました。
次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成23年度事業結果及び決算並びに平成24年度事業計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

この報告につきましては、担当課長より報告させますのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成23年度事業結果及び決算並びに平成24年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しています平成23年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。1頁は、平成23年度の事業報告書です。(1)の総括事業ですが、平成23年度に於ける土地の取得及び処分はございませんでした。その他の事業としましては何も行いませんでした。

2頁、左側の(1)事業収入に関する事項です。事業外収益として、受取利息が23万7277円となっています。(2)事業費に関する事項です。販売費及び一般管理費が5万6500円となっています。

3頁、財産目録ですが、基本財産として鞍手町出資金500万円となっています。右の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した18万777円が当期純利益となっています。

4頁、貸借対照表です。資産の部として現金預金1億1445万2634円、公有用地0円、固定資産の長期定期預金500万円を合わせた資産の合計は1億1945万2634円となっています。負債の部は未払金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっています。

次に資本の部は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1427万1857円と、当期純利益18万777円を合わせた資本の合計が1億1945万2634円となり、負債資本合計が1億1945万2634円となっています。

5頁、キャッシュ・フロー計算書です。この計算書は貸借対照表と損益計算書を補足するもので、一会計期間に於ける現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しています、VI現金及び現金同等物期末残高と、4頁、貸借対照表の流動資産の(1)現金預金が1億1445万2634円で一致することとなっています。

以上が平成23年度鞍手町土地開発公社の決算報告でございます。

次に、平成24年度事業計画及び予算についてご報告いたします。
平成24年度鞍手町土地開発公社事業計画及び決算書の1頁をお開き下さい。
第2条の事業計画ですが、現在所有している土地はありません。また平成24年度で新規に土地を取得する計画もございません。その他の事業を行う計画もございません。

第3条で定めています収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を148万7千円、支出では、販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で148万7千円を計上し、収入、支出を同額としています。

以上が平成24年度鞍手町土地開発公社の予算でございます。

尚、平成23年度決算と、平成24年度予算は、鞍手町土地開発公社理事会で承認されています。

以上ご報告いたしました。詳細はお手元に差し上げています関係書類をご参照下さいますようお願いいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

これで報告を終わります。

次に進みます。

日程第4 農業委員会委員の推薦を議題とします。

議会の推薦する農業委員に、日高ゆかり氏及び議員から久保田正之君を推薦するための候補者にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。只今決定しました2人の方の議会としての推薦議決をいたします。

この推薦議決については、議員には地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議員の推薦議決の際には退席をお願いいたします。

最初に日高ゆかり氏の推薦について採決いたします。

お諮りします。

日高ゆかり氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって日高ゆかり氏を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に久保田正之君の推薦について採決いたします。

久保田正之君の退席を求めます。

(「久保田正之君」議場から退席)

お諮りします。

久保田正之君を農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって久保田正之君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

久保田正之君には、議場に戻って頂きます。

(「久保田正之君」議場に着席)

次に進みます。

日程第5 議案第41号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第41号について、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第41号は、鞍手町固定資産評価員の選任であります。本件は、本年4月の職員の人事異動に伴い、後任を選任するものであります。なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照下さい。

以上が、議案第41号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第41号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第6 議案第42号及び日程第7 議案第43号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第6 議案第42号及び日程第7 議案第43号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第42号は、鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例であります。本条例改正は、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、関係条例を整備するものであります。

次に、日程第7 議案第43号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、地方税法の一部が改正され、町が条例で定めることが出来る固定資産税の特例措置などが導入されることに伴い、関係条文を整備するものであります。

以上が、議案第42号及び議案第43号の2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第8 議案第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第8 議案第44号について提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第44号は、平成24年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算は、子ども手当法の改正に伴う電算システムの改修費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1480万8千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ63億8263万2千円といたしました。

以上が、議案第44号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第9 議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第45号について提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第45号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成24年度分の固定資

産税の課税免除申請が、企業2社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、議案第45号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 議案第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第10 議案第46号について提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第46号は、消防防災通信基盤整備費補助事業、鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結であります。本契約は、5月24日に指名競争入札を行った結果、福岡市博多区東比恵3-1-2 エコー電子工業株式会社 本社 専務取締役 濱武康司が落札し、契約金額は9849万円、工期を150日間として、請負契約を締結するものであります。

以上が、議案第46号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第11 議案第47号から日程第13 議案第49号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第11 議案第47号から日程第13 議案第49号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第47号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

日程第12 議案第48号は、福岡県介護保険広域連合規約の変更

日程第13 議案第49号は、宮若市外二町じん荼処理施設組合理規約の変更であります。

この3議案につきましては、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

以上が、議案第47号から、議案第49号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時24分

平成24年鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号）						
平成24年 6月11日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議					議長	
平成24年 6月11日 午後1時00分					川野高實	
閉会開議					議長	
平成24年 6月11日 午後2時28分					川野高實	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
5	田中二三輝	出欠				
6	原哲也	出欠				
7	川野高實	出欠				
8	須藤敏夫	出欠				
9	久保田正之	出欠				
10	武谷保正	出欠				
会議録署名議員	3	星正彦	4	仲野守		

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成24年6月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして一般質問をいたします。

今、施行されています障害者自立支援法には多くの問題があるといわれています。

今年はこれに替わる新法、障害者総合福祉法の施行が進められています。労働と雇用についても障害者の労働の権利、障害者に基づく差別の禁止等を雇用促進法に盛り込み、雇用義務の対象をあらゆる種類の障害者に広げ、法定雇用率や納付金の見直しが進められています。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者雇用促進法に基づいて、民間企業はその常用労働者数の1.8%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

また、厚生労働省は、この法定雇用率を15年振りに1.8%から2%に引き上げる方針を固め、来年度から実施することを決めました。

このように、障害者の就職意欲が非常に高まっていることが分かります。障害のある人も、障害の無い人と同様、自分の能力や適正に応じて就労したいという希望を強く持っておられるのではないのでしょうか。

知的や身体に障害のある私の知人からも、仕事がしたいのですが、あれば世話をして下さいとよく相談を受けます。

そこでまず最初に質問いたします。当鞍手町内に身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害者が1300人弱の方がおられると認識しています。ただこの中で就労可能の方達はその範囲ではないでしょうが、その方達の一般企業への就職率がどのくらいなのか。

また地方自治体の法定雇用率も2.1%から2.3%に引き上げられますが、当鞍手町では何人の方が就労され、雇用率はどれくらいなのか、まずこの2点を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

障害者の就職率についてお答えいたします。

町内では障害者、0歳から高齢者まで含めまして1234人。就労の実態は把握しておりません。これは人権に係わる問題が若干あるのではなかろうかということで、町としても把握

は出来ていませんが、直鞍地区のハローワークでは一応公表しています。その中では7905人ですが、ハローワークが公表しています就労者の375人が就職をしていると。率にして4.7%と推測されます。

また参考までに、鞍手町役場におきましては、雇用者率は2.233%となっています。尚、地方自治体の現在の法定雇用率は2.1%以上ということで、鞍手町におきましては一応基準を満たしているという状況であります。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今お答え頂いた方達の、特に知的や精神障害の方の賃金形態ですが、他の健常者の方と同じ賃金、又は最低賃金以上の報酬で就労されているのでしょうか。分かれば分かる範囲で結構です、教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

障害者の賃金ということでございますが、障害者の賃金につきましては、福岡県が公表しています平成22年度工賃実績によりますと、就労継続支援A型の事業所では、月額平均工賃は6万289円となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今の答弁で鞍手在住の障害者の方の就労率は特定出来ないようですが、おそらく障害者の方の民間企業への就労率というのは、どの自治体でも非常に少ないのではないのでしょうか。

特に知的障害や発達障害を含む精神障害者の方の就労率は更に少ないようです。そして就職してからでも、人間関係や仕事の能力の違い等でいろんな問題が出て来ます。職場の人達の障害者の方に対する十分な理解やフォローが日々行われなければ、中々就労は長続きしないのです。

私も長年障害者の方の就労の移行訓練や、支援に携わっていますので、その部分が一番重要な問題ではないかと思えます。特に発達障害の方は脳の機能的な問題が原因で生じているというのが現在の科学的知見だということです。周りの理解や支えによって力を発揮し、十分に仕事出来る人も多くいると言われています。

いろんな問題があっても、やはり一般企業に就職出来れば、それは当事者にとっては願ってないことだと思います。しかし現実には、今お答え頂いたようにそう上手くは行っていないようです。賃金も最低賃金以下の低賃金での雇用もあるのではないのでしょうか。

そこで私の提案と町に対してのお願いですが、これは一般企業ではありませんが、当鞍手町内でも町立の福祉工場の設立を考えて頂けないのでしょうか。工場の規模や内容は今後の課

題といたしまして、例えば鞍手の特産のぶどうを、町有地を利用して栽培し、ぶどう酒等の加工場を立ち上げるとか。また公共の施設を使った障害者を就労した就労カフェ等、この就労カフェは他の自治体でも実際に実施されているところがあります。

それらが現実化すれば、就労意欲を持っておられる障害者の方達も将来の展望が、もっともっと開けるのではないのでしょうか。町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町立の福祉工場を設立してはということでございます。就労者施設を設置するには、法の規定で条件がございます。例えば法人であることや、事業収益で賃金を賄う必要があること等、このようなことを自治体で取り組むには、非常に難しい問題を抱えています。

私の見解としましては、今の時点では、法人に取り組むということについては、ちょっと厳しいかなという見解もっています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

近い将来の実現を是非お願いしまして、次の質問に移ります。

次に公共施設の洋式のトイレや車椅子用のトイレの設置について質問いたします。

以前より身体に障害を持たれた方や、高齢のため足や腰が不自由になられた方より強い要求が出ています。私達のように、何も不自由がなければなかなか気づかないことですが、身体の不自由な方にとってはもの凄く深刻なことではないのでしょうか。

そういう相談がありまして、私が町内の施設を回り調べましたところ、歴史民俗博物館には車椅子用のスロープは設置されていますが、車椅子用のトイレ、又は洋式トイレがありません。保育園は数年前に全町設置されているようです。学校関係は大体簡易トイレ等、何らかの形で洋式トイレが設置されていました。しかし室木小学校だけが洋式のトイレが1箇所もないそうです。担当の方がそう言われていました。設置の希望を出しているそうですが、なかなか実現出来ていないのが現実だということです。是非室木小学校に、早急の設置をお願いいたします。

小学校では1年に入学したばかりの小さなお子さんが、和式の便器では対応しきらない子がいるそうです。そのため民間を含め、町内の保育園では和式に座らせる練習をさせているところもあるそうです。他にも地区の公民館や集会所にも洋式のトイレが設置されていない所が多くあります。ここも身体に障害のある地域の方から多くの要求が出ていました。

こういったトイレの問題等、どうしても言いにくい問題ですが、高齢者や体に障害のある方、また和式の経験のない小さなお子さんには深刻な問題ではないのでしょうか。

町の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

博物館、室木小学校につきましては、教育委員会が管轄していますので私からお答えいたします。

室木小学校以外の小中学校につきましては、身体に障害がある児童生徒が在学した時に洋式トイレを設置して参りました。室木小学校については、過去にこのような事例が無く、洋式トイレの設置をしていませんでしたが、各家庭でトイレの洋式化が進んでおりますので、こういった状況を踏まえ検討したいと思っております。

尚、博物館につきましては、下水道工事の進捗状況に合わせて対応してまいりたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

前向きな回答ありがとうございます。いろんな所に行きたくてもトイレのことを考えると、なかなか二の足が出ない、行きたくても行けないと心配される方が多くおられると思います。そういう心配をしなくていいように、是非早急な実現をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○5番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問をいたします。

昨年開通いたしました鞍手インターチェンジは、地域活性化インターとして、その存在価値が大きくなりつつあると思います。

一般車両はもとより、営業車両が多く目に付くようになって来ているという状況であると思います。中でも大型車両の利用が増加傾向にあると感じています。

開通当時は、1日約2500台だった利用台数も、現在4000台という数字に達していると聞いています。しかしながら計画当時は、1日の想定数は6000台が予定されておりました。現在増えて来た利用車数から見ても、まだまだその数字には届いていないのが現状です。

その原因の要因であるものを考えて見ますと、インター周辺の道路環境にあると思っております。とてもインター周辺の道路は走りやすいとは言いきれないのではないかなと感じています。

産業道路は道路幅が狭く、大型車両同士が離合する時など、走行に注意を要する箇所が複数見受けられます。

実際、大型ドライバーの話をお聞きすると、やはり走りにくい、交差点は曲がりにくい、交差

点等も知らないで切り替えしをしなければいけない、そういうふうな話を聞いています。中にも大型の運転手さんの何人かは、非常に難所であるというようなことを言われる方もおられます。これらを改善して、安全に走行が可能な広い道路が早急に必要であると感じています。

そこでインター開通前から計画がされていましたが都市計画道路・直方鞍手線の全線開通がインター利用者の安全な走行に必要なではないでしょうか。インター利用車両の増加に繋がると私はそのように考えています。都市計画道路・直方鞍手線は、現在直方方面から産業道路までが完了していますが、全線開通に向けた現在の取り組みについてお伺いをいたします。現在どのような取り組みをされているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手インターチェンジのアクセス道路でございますが、直方鞍手線の全線開通につきましては、インターチェンジの機能を最大限に活かして行くためにも、残り計画区間2.6kmを早期に整備する必要があると考えています。

この直方鞍手線には、都市計画道路として県が決定したものであります。県が事業主体となることから、機会がある毎に早期整備を要望して来たところであります。

最近では、本年1月に直方県土整備事務所所長に対し、地元自治区とともに書面による要望を行い、また5月には県と現地を確認し、当該路線を含めた町内未整備区間の改良整備促進について、重ねて要望しているところでございます。

現時点での計画では、産業道路の交差点からサンダースイミングクラブ先で、現道に取り付けることとなっておりますが、その進捗状況としましては予備設計を完了しまして、今後は詳細設計及び地元説明会を開催し、事業化して行くことと伺っています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

県が事業主体となっているということでございますが、鞍手町はその必要性を強く県に要望し、現在設計段階にまで至っているというふうに理解をさせていただきます。

この道路の全線開通等は、今、サンダースイミングとお答え頂きましたが、猪倉の交差点までの開通はどのようになっているのですか。サンダースイミングまでなのか、猪倉の交差点までなのか、もう一度お伺いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現時点ではスイミングクラブという時点で県は計画を進めていますが、いずれにしても猪倉から先については、それも含めて町は県の方に要望しながら作業を進めるという状況

でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

全線開通となりますと、木月の赤橋付近までと理解をしていますが、先だってサンダースイミングまでを開通させるということでございますね。そのように理解させていただきます。

そのような方向で、今5月の段階で現地調査、設計調査、これから詳細な設計に入るといような、現地での打合せ等も県に対して行われているということでございますが、それに対して県の方は前向きな対応を頂いているのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県もインターへ取り付け道路、アクセス道路として前向きに取り組んでいるという理解に立っています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

この産業道路からサンダースイミングまでという、その第1段階の延長については、おそらく今後中学生の通学路等の関係も出て来るのではないかなと思います。

古月方面、若しくは弥生方面等々から多くの子ども達が、移転先の中学校予定地に対しての通学に、しっかりと広い、両面の歩道の付いた道路をまず確保出来るということも含めた、現在のサンダースイミングまでの第1次的な取りかかりなのか、そういうことも含めた計画になっているのか、その辺も教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一応中学校の統廃合については、議員の皆様方がご理解されていると思いますが、今からの道路につきましては、全てそういうものを目線に入れながら安全な通学路と、ここの通学路については大きくは出来ていますが、小さく、細かく言うならば、例えば猪倉線はこれが通学路として行くかどうかということも考えられますが、一応安全な道ということで、歩道設置は十分頭に入れて計画に入れてもらうようにしています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そのような形で町長もしっかりと取り組んでおられるということでございます。先にも述べましたが、ドライバーも歩行者も安全に通行出来る広い道路と、歩道の確保が必要不可欠

であると思ひますし、更には移転後の中学校の通学路の整備等を見据えての、積極的な要望を県に対してして頂いているということで理解をさせて頂き、その実現に向け、今後も努力をして頂きますよう期待いたします。

実現に向けた町長の強いお気持ち、今の答弁でも感じ取れました。私も実現に向け、共に行動すべきところがもしございますれば、そのように共に行動して行きたいという準備があるということをおし添えておきます。

さてもう一つの都市計画道路についてお伺いします。鞍手町内にはもう一つ都市計画道路がございます。

現在工事が行われている遠賀川渡架橋がその大きな役割を担う都市計画道路・北九州鞍手線です。北部九州の自動車産業の中心でありますトヨタ自動車九州株式会社に向かう主要な幹線となるというふうに理解をしています。

ご存じのように、トヨタ自動車九州株式会社は内陸地にあるため、搬入、搬出については陸路によるものがそのウエイトの大半を占めていることは、容易に推測出来ます。

トヨタ自動車へのアクセス改善は本町に於ける企業誘致の大きな位置づけとなるということは疑う余地はないというふうに考えています。遠賀川渡架橋の開通時には、都市計画道路・北九州鞍手線が全線開通していることが求められると強く感じ取れます。

町長はどのようなお考えで、この都市計画道路・北九州鞍手線の必要性を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

都市計画道路・北九州鞍手線につきましては、遠賀川渡架橋の完成予定が平成25年度となっています。渡架橋の機能性を最大限に活用するためには、今質問議員さんが言われたように、トヨタに通じる産業道路として、今から期待が寄せられるところでございますが、北九州鞍手線の整備を行うにあたって取り組むべき考えとしては、まず当該路線につきましては4月に北九州市の市長と協議を行いまして、関係機関に対し、今後とも連携をしまして整備促進を働き掛けて行くことを確認しています。

しかしながら当該路線の整備にはJR筑豊線と、その立体交差を含め相当な費用が伴いますので、町単独で取り組むことは財政的に厳しいものがあります。そこで北九州市と鞍手町を結ぶ広域道路という観点からも、事業化に向け県等の関係機関の支援を受けながら推進して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

もう一度確認をさせて頂きますが、この計画道路北九州鞍手線の主要な事業主体というのは、現在のところまだ鞍手町単独というふうに考えるべきなのではないでしょうか。その辺を教えてください。

下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

北九州市側については北九州市の関係ですが、鞍手町は遠賀川堤防からこちらについては、今町道という状況になっています。この辺が今説明しましたように、筑豊線の立体化等々については、今の時点では町の負担と、それを広域道路として県の方に北九州市と一緒にあって、これを幹線道路として要望して行くという形で、おいおい県の事業にお願いしたいというのが私の変わりない気持ちでございます。北九州市もそれに向かって努力されていると理解しています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

現在町道であって、本来であれば鞍手町が単独で工事をしなければいけない。土地の買収から全てをしなければいけないというような厳しい状況であると。しかしながら町長は北九州市や福岡県に対し、広域道路として認定して貰いながら、今後そういう方々のお力を借りて、その道路を完成させて行こうという努力をされているのだというふうな理解でよろしいですか。

是非そのような方向で、この道路等も完成に向けた力強い努力を今後も期待いたしますが、現在に於ける周辺、若しくは沿線上での地域住民への説明会等は、現在行われているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

都市計画の決定につきましては、その時地域住民に説明会を行いました。しかしその後、同意されない方が1名おられますので、その辺を県と一緒にあって地権者に理解を求める努力をしているというのが現状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

土地の買収等々、いろいろ多くの方が絡んで問題があると思いますが、鞍手町の発展のためです。町長是非そういう方を根気よく説得して頂きたいと思います。そして1日も早い道路の全体像というか、そういうものがはっきり見えて来る、そういう努力を続けて行って頂きたいと思います。

いろいろ努力はされていると思いますが、もっともっと関係機関と連携を取り、地域発展のために努力をして頂きたいと思います。鞍手町は地域発展のためには、その立地条件とし

て、どうしても北九州市との関係は本当に重要なものになっていると思っておりますし、トヨタ自動車へのアクセスの改善は必要不可欠であると思えます。

遠賀川渡架橋が開通した時に、踏切でその流れが止まることのないよう対応して行く必要があると思えます。都市計画道路・北九州鞍手線の全線開通に向けた力強い取り組み、これを町長もう一度確認したいと思えますが、町長のお気持ちをもう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

遠賀川渡架橋の完成に伴うアクセス道路は、町が誠心誠意、鞍手町発展のために努力して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長の力強いお言葉というふうを受け取らせて頂きます。遠賀川渡架橋から地域産業の根幹であるトヨタ自動車へ至る道路、幅の広い、見通しのいい、そして風通しのいい道路、これは本当に必要であると思えますし、鞍手町そして北九州の産業の発展に欠かせないものであるとも考えています。

しかし、全線開通というのは、現在計画されている部分の開通というのは足がけに過ぎないと思えます。最終的に求めるものは、あの泉水峠を貫く道路、トンネル、若しくはあの峠を削り取り真っ直ぐな道、風通しのいい道、トヨタへ向かった、そういう遠賀川渡架橋からトヨタへ、何の障害も無く、真っ直ぐな走りやすい道というものの開通を強く期待しています。

町長もう一度その辺をしっかりとご理解頂いて、今後も強いご理解と、行動を示して頂けるものと期待しています。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、3点について一般質問をいたします。

1点目は町営住宅の入居についてです。

現在、鞍手町の町営住宅は、耐用年数が過ぎ、修理費が嵩むことから、退去されれば取り壊していくという状況が続いています。そのため高い家賃や敷金が払えない方が、町営住宅や改良住宅に入りたいと思っても空き戸数が少ないため、なかなか入居出来ないのではないかと思います。

そこで最初にお尋ねしますが、町営住宅及び改良住宅への入居希望者と空き戸数についてお答え下さい。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 柴田 好輝君

老朽化しました町営住宅については、空きが出た場合は、非常に危険を伴いますので、募集は掛けていませんが、幸ノ浦については、空き屋になった場合は募集をかけています。非常に申込者に対して空き数が少ないというのが現状でございます。

ただ言えることは、今、県住を作って頂いています。その関係上、県住を作る時の条件として100%満たすというのが第1の県と町との約束事もありますので、県住の出来上がった時点の充足がどのような状態になるか、この辺の推移を見ながら、今後そういう面も含めて考えて行きたいと、かように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君
宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

具体的に入居希望者と、空きこそないと言われましたが、希望者が今どのくらいあるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君
建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今年度の5月に広報等で募集しました際には、1戸の募集に対しまして申請者は11名ございました。

○議長 川野 高實君
宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今のは町営住宅の関係だと思いますが、改良住宅については今どのようになっていますか。

○議長 川野 高實君
副町長。

○副町長 本松 吉憲君

改良住宅につきましては、これは何度かご質問を頂いて、その目的、改良住宅に至った経緯、そういった目的に応じて入居等に図られています。これも当初に、そこに住まわれた方達を対象として入居がされていますし、その承継というのがございまして、三親等まで承継出来るといった前提で公募はいたしていないのが実状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君
宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論、改良住宅と町営住宅の目的が違うというのは分かっていますが、しかし改良住宅は今空いている所があるのではないかと思います、その状況をまず教えてくださいと思いま

す。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現在改良住宅、泉水を1戸空けてもらっています。これにつきましては、承継ということが入居者がいたのですが、昨年の東日本大震災ということで、県より提供が出来る住宅はないかということで、そこについては地元と相談して頂いて1戸空けていると。この1戸につきましては、県に受け入れ出来るということで報告しているところです。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

改良住宅は泉水に1戸だけですか。他にもたくさん改良住宅はありますが、全て埋まっているという状況なのですか。もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

泉水につきましては、今申し上げた1戸と、現在、赤水の関係で協議していますが、その関係で若干空いた所を、地元と協議して次の入居を待ってくれと。これは調査等が入っていますので、ちょっと待って欲しいということで空いている所はございます。

他の改良住宅については、今のところ空きはございません。幸ノ浦の改良住宅、これは一番新しいところですが、これは1戸の空きが出て、今公募しているという状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

幸ノ浦の改良住宅の方を公募しているということですね。

町営住宅の場合は空き戸数より、先程言われたように、5月の募集で1戸の空きに対し11名が募集されていると、そういったように入居希望者の方が多い時、必ず抽選に漏れる方がおられます。その場合の入居申込みをされた時、1戸に対し11世帯が申込みされたら必ず10世帯は漏れるのは間違いないわけで、そういった時、それから抽選で外れた時、またその後の対応について住宅困窮者、一部県営住宅の件も話されましたが、どういうふうに対応されているのか、その時点時点についてどういうふうに対応されているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程、当初町長が答弁申し上げましたように、供給戸数が非常に少ないということで、次

回の抽選で優位性を付けるとか、いろいろな方法はあるのですが、現在みたいに戸数がないという時には非常に難しい。その都度公募しているというのが実状でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

ですから空いた時に、空いた部分については公募しているという状況ですが、しかし住宅困窮者が、5月の募集時点では11世帯いたということであれば、その残りの方の対応です。斡旋だとか、こういう所がありますよとかも含めて、どういうふうな対応をされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当然その公募以外にも問い合わせ等がございます。こういった時には、県営住宅が管内募集を掛けていますので、そういった紹介をさせて頂いているというのが実際のところですよ。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程、改良住宅も殆ど空きがないと言われましたが、それも含めて県営住宅だけではなかなか。私が調べたら、八尋の県営住宅が1戸だけ空いているそうです。7月に募集を掛けるそうですが、それだけです。

鞍手町で住み続けたいと思っている方もなかなか、低額所得者の方が多いということから、町外に住まないといけない、そういった状況もたくさん生まれて来るのではないかと思います。

改良住宅の空きが出た時も含めてですが、町全体の公営住宅を考えていけないのではないかと思います。3月議会で町営住宅の建て替えはというような質問もあったと思いますが、そういったのも含めて県営、町営、その他を含めて、低額所得者でも鞍手町で住めるといような住宅を、責任を持って供給するというために対策を練って行く必要があると思いますが、その点について考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる町営住宅、八尋の県住、倉坂の県住60戸の内30戸を解体、今30戸が八尋に、仮に出来上がるまで住まれるわけです。一時的にはそういうものが若干影響が出ているのではなかろうかと思っております。

ただいえることは、また30戸県住かどこかに、希望者は最終的にはそこに入れてもらう

ような状況になろうかと思えます。その辺の推移を見ながら、今後町営住宅等々については検討課題として頭には持っていますが、取り敢えず県住を早く竣工させて、そこにまず入って頂く、そしてその中で鞍手町はどういう状況にあるかというものも踏まえて、今後いろいろな面で検討して行かなければいけないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

県営住宅の状況だとかも、申込みをされた時点で、そういったことも是非お伝え頂きたいと思えます。

母子及び寡婦福祉法というのがあります。これの第27条で、母子家庭の公営住宅への入居や、一人親家庭の子どもの保育所入所について、福祉が増進されるように特別な配慮をすることとされています。これに基づいて母子家庭は、公営住宅への優先入居の取り扱いが出来ることとなっています。

町営住宅の管理条例を見てみますと、第9条第5項に20歳未満の子を扶養している寡婦等、優先的に選考して入居させることが出来るというふうに、この条例でもなっています。この取り扱いについてはどうされているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる母子家庭への優先入居ということでございますが、これについては、今質問者が言われましたように優先の項目は、鞍手町の場合、国の指示に基づいてしています。

11項目あります。その中で殆ど母子家庭の方が多いということで、優先順位を付けるも付けないも、そういう方が優先順位の中は殆どですから、そこは審議会、抽選等でされているというのが現状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

みんな優先順位の高い人といっても、それなりの、言い方が悪いかも知れませんが、10束一絡げで、ただ抽選すると、みんな優先順位が高いのだということで、ただ抽選するのではなく、条例にもこのように謳っているので、一応申込みされた時点でどういう状況なのかという実態をよく聞いて、何とかして入居させないといけないということを考えてもらいたい、そのための説明等をして頂きたいと思えます。

県は抽選による公募と、ポイント方式の入居者募集というのをやっています。ホームページを見て私はこれを出して来たのですが、ポイント方式というのは、先程言いました優先順位の高い方にポイントを付けて、高い人から抽選を行わず入れて行くというような状況になっています。このことも踏まえて、町営住宅の入居についても考えて行く必要があるのでは

ないか。

それと先程の説明の中で、県営住宅もただの抽選だけでなく、こういう方式もありますよと、皆さん高齢者だとか、障害者だとか、本当に優先順位の高い方と思われるのだったら、県営住宅に入るように促すのであれば、そういうことも是非説明をするべきではないかと思いますが、その点について答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

入居決定につきましては、単純にざっとしているということではありません。やはり慎重審議しながら、その中でガラス張りの中で透明性のある入居決定という手段を取っているわけですが、何せ今そういう状況であるということをご理解して頂いて、今から今後の町営住宅の在り方というものは検討していく課題であると。

もう1つは、古い町営住宅は全部40年経っていますから、この辺の見直しを、まずそこから入って行かないといけないかなという感じも持っています。ただ断片的にそこだけを見た場合は、全体を見て、今から対応して行かないといけないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

弥生にあります雇用促進住宅も新規の入居者は断っています。今はほんの数世帯しか入っていないと思います。町営住宅も空きが出たら取り壊して行くと。

今、町長が言われましたように、町内の全体を見て、これだけ住宅困窮者がいるということ言えば、町の公営住宅の在り方も含めて考えていかないといけないと思いますので、是非今後もその検討を早急にやって頂きたいと思います。

次に移りたいと思います。

次は通学路の安全対策についてです。

鞍手町PTA連絡協議会では、通学路の危険箇所等の改善を毎年要望していますが、学校単位で見えますと、要望の内容によっては、優先的に改善して欲しいものだけを上げているところもあります。

また、毎年同じ要望を上げ続けている学校、PTAもあります。しかしながら要望書を作成する段階では、毎年ほぼ夏休みを使って、各小中学校のPTAと、各地区の区長さん、公民館長さん、子ども会の会長さん等と一緒に、あらゆる町内、区内の危険な場所、通学路等を見て回って、つぶさに点検して、この要望書が出来上がっているわけです。

これに対して、教育委員会もしっかりそういった話を聞いて頂いて、対応はされていますが、町当局として危険箇所の対策をどうされているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

町当局ということですが、教育長から通学路の危険箇所につきましてお答えいたしたいと思っております。

P T Aからの要望書につきましては調査を行い、県道に関する歩道整備やガードレール設置については県土整備事務所に、また信号機、横断歩道等につきましては警察署に要望をしています。町が対応すべき危険箇所につきましては、実態を調査し対応出来るものから取り組んでいるのが現状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今、教育長がおっしゃったように、要望の内容によっては直ぐに対応されるもの、それから当年度、また次年度に向けて予算化されているものもあります。しかし財政上の問題があるということで、私は解答書を持って来ていますが、財政上の問題があるため検討を要しますといった内容がたくさんあるわけです。

こういったことから、ずっと要望し続けて来ても財政上の問題ということで、この要望活動が始まってから10年ぐらいになると思います。本当に財政上の問題で何年も放置されていると、要望した側から見ればそういったものがあります。

しかし鞍手町の宝、子ども達の通学路の安全対策は、やはり喫緊の課題だと思います。この対策についてどのように考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘から少しずれるかも知れませんが、予算が無く何年も放置しているのではないかとということですが、改善されていない要望事項の多くは歩道を新設してくれ、或いは歩道の拡幅、或いは信号機等の設置等があります。

これらにつきましては、立地条件や利用者の数、車両の通行量等の条件が必要となっていて、非常に解決するのに時間を要しているのが現状でございます。

1点だけ、3年掛かりましたが、西川に橋が架かっています。西川小学校、南中学校の入り口の点滅信号があるところですが、橋の柵が非常に低いと、子ども達が転落すれば危険であるということで、ずっと要望をしていました。議会でも要望があったと思いますが、6月9日に柵が1 m 2 0 c mぐらいの安全な柵が出来上がりまして感謝しています。

継続要望をしている部分が随分ございますが、今後も頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者は今予算がない、予算がないと言われましたが、確かに私も学校関係から上がって来ました書類を見せて頂きました。非常に財政上の問題、全ての回答が財政上ということになっていることについては、表現の仕方がどうかと一応考えるところでございます。

これはずっと詰めて行くと各課の連絡、工事は建設、要望は学校ということで、横の連絡をもう少し密にしないとイケない。全ての内容を見ると財政でなく、ちょっとすれば出来るような問題も全て財政になっているわけです。その点はこの席を借りまして、父兄の方に深く反省をしているという意思表示をしていきたいと思っております。

そして今後もう少し、こういう問題は学校建設なら建設の担当課と合議しながら、本当に財政を伴うものか、もう少し詰めて、すべては財政に繋がるので、そういうものを検討しながら、安全が第一ですからそういう方向で取り組んで行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

この要望書を出していくに当たり、今もそういうところもありますが、やはり予算が相当掛かるからということで、先程言いましたように優先順位の高いもの、今直ぐにでも出来そうところだとかというところだけに絞って要望したりとかというのもあります。

本当は、ここもこういうふうに直して欲しいとかというのも以前にはあったと思いますが、それを取り下げて、今年はこれだけにしようとかという部分もあるのです。今までの要望書を見て頂いたら分かると思います。そういったものも含めて是非ご検討して頂きたいと思えます。

今、中学校統合に向けて通学路の安全対策についても話し合われていますが、この間中学校の通学路の安全対策で、各委員さんにこれで良いかというような具体的な中身を含めて検討して頂いている状況だというふうに聞いていますが、今統合されようとしている中学校の通学路と合わせて、今までPTAからも各小中学校で出されている要望も合わせて整備する上では、一緒に整備して頂きたいと、全町的に通学路等を整備するという構えでして頂きたいと思えますが、それについて町長の考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

中学校統合に係わる通学路の整備につきまして、現在のところをご説明いたしたいと思っております。

現在小中学校統合整備計画策定委員会に於きまして、中学校統合に向けた新たな通学路について検討を行っています。通学路が確定し、安全に通学出来るよう整備を進めて行くこととしています。

質問議員が言われています、全体的に見直す必要があるのではないだろうかというご提案でございますが、このことにつきましては、各学校と協議して、問題箇所があれば同時に見直して行くという予定を持っています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

過疎計画にも通学路の安全対策整備については、財政上載せて行く考えもあるというふうに言われていましたので、今まで出されている要望書、これからも毎年出されますが、これも合わせて是非策定委員会の中でも検討して頂きたいと思います。それをお願いして次に進みます。

最後に避難場所の掲示についてです。

町では先日頂きました水防計画にも避難箇所が書かれていましたが、防災計画の中で避難場所を設定していますが、どこが避難場所なのか知らないという町民の方もいます。広報で配られたりとかはありますが、見ていない方だとかというのも含めて、そういう方もいます。

また町外の方が鞍手町に来て、そこで災害に遭うということも考えられます。全く町外の方については、どこが避難場所なのかというのも分からない状況です。

私が町外に別の用件で行った時に、芦屋町の総合体育館だとか、須恵町の小学校だとか、そういったところ全て、ここが避難場所ですよというのが本当に分かりやすく、そういったサインがあるわけです。誰が見ても直ぐわかるような避難場所のサインと合わせて、先程トイレの問題もありましたが、やはり避難場所として足るような整備も含めて是非やって頂きたいと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

毎年梅雨時期になりますと災害に対する備えや避難場所について、住民の皆様には広報紙等でお知らせをしていますが、今年度は水害による浸水想定区域、土砂災害危険区域、避難場所等の位置を示しましたハザードマップが出来上がりました。近日中に区民の方へ発送しまして、各世帯に配布することとしています。

それと合わせて避難場所等の問題、今年度から自主防災組織も立ち上げて、災害、防災については、みんな一丸となってこれに取り組んで行かなければいけないのではないかと考えております。

その中で1つは、標識につきましてはサイン計画ということで、そういう避難場所、いろいろな広報する看板を是非作って、要所要所に立てて行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

災害になると非常に範囲が広がって、そこそこの地域性が相当左右するから、鞍手町は水と土砂というものを一番メインにおいて、災害に対する取り組みを鋭意行っているという

ことをございますので、看板につきましては、またサイン計画の中で示して行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

サイン計画ですね分かりました。これは予定として計画を組んでどういうふう整備されて行くのかというのを具体的に年次を追って、いつ頃このようになるよというのを教えて頂きたいし、是非町外の方もいつどこで災害に遭うか分からないというような状況なので、そういった場合に直ぐにでも避難場所が分かるというようなことは、他の自治体でもやられていることですので、是非早めにやって頂きたいと思います。

避難場所の整備とサイン計画も含めて教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まずサイン整備ですが、これにつきましては、これまで標識等を整備して完全ではないという中で、今年度はもう一度基本計画を見直して、全町的にもう一度計画を立て直すと。これは過疎計画にも上げさせてもらっています。今年中には方針を出したいと、その後年次計画で整備して行きたいと思っております。

現時点では何年度がいくらとは出来ていませんが、これは早急に計画を立てて行くと。その前に避難場所についても当然地図は示していますが、避難場所という明示したものは全くございませんので、これには現在総務課で設置場所等の調査まで行っていますので、早急に何らかの形で表示をしたいとこのように考えています。現時点ではそのような状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今副町長もおっしゃいましたが、いつどこで災害に遭うか分からないし、鞍手町は特に水害が多いとはいっても、やはりどんな災害が起こるか分からない。福島、東北の経験がありますので、そういった意味では本当に避難場所たる整備、それとサインを早急にやって頂きたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして一般質問をいたします。

若干風邪気味でお聞き苦しい点があるかも知れませんがご容赦下さい。

今回は1点、議会映像配信システムのビデオモニター設置についてお尋ねします。

町議会では、平成21年全議員による議会活性化等に関する調査特別委員会で、議会の透明性を確保するために、議場にテレビカメラを設置すると共に、庁舎1階ロビーや、町立病院、中央公民館、また福祉センター等にテレビモニターを設置して、本会議を傍聴出来ない町民の皆さんに対して、本会議の状況を放映出来るようにすることを全会一致で決定いたしました。

そこで平成22年度から24年度まで、3年連続して執行部に対し予算要求をして来ていますが未だに予算化されていません。何故予算計上されないのか理由をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

予算計上していないということでございます。予算編成に当たりましては、平成19年3月に区長会において、町の厳しい財政状況を説明しました上で、それまで受けていた要望事項を全て凍結いたしました。

緊急を要するものについては、事業をやって行くということで、それに伴いまして新規事業についても凍結することを了承いただいています。このことにつきましては、議会でもご説明を申し上げ、ご理解を頂いているところでございます。

本年度の予算編成を例に上げれば、各課からの予算要求段階で4億9千万円の財源不足。事務的経費の一部については、一旦減額しまして歳入状況を確認しながら、9月または12月に補正しながら対応して行くという状況であります。

確かに本町の財政状況は、職員数の削減という人件費抑制や、住民の方々のご理解とご協力の下断行した行財政改革によりまして、危機的状況は回避しつつあります。しかし社会保障費や学校統廃合問題を抱える教育費等、財政需要が拡大し、更に財政確保が必要となりますので、決して安心出来る財政状況ではありません。

引き続き安心した財政運営の確立に取り組んで行く必要があります。議会の活性化、透明性を図るとされる考えは十分に理解していますが、財政再建の取り組み中であり、取り組みの中で依然として町民の方々にご辛抱頂いている状況がございますのでご理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議会の透明性を図ることについては理解しているが、財政状況が厳しいから出来ないというような答弁だったと思います。

実は平成23年4月1日現在、市民オンブズマンによる福岡県下60市町村の情報公開ランキングが公開されています。それによると鞍手町は大体何位ぐらいかご存じですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今、市町村の中で何位というはっきりした数字は掴んでいませんが、大体中ぐらいというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

実は60市町村中51位です。下から何番目です。

この中で、この質問の中にも本会議の内容を放送するかどうかという項目があります。鞍手町は勿論この項目については0点ですが、福岡県下60市町村の中で44市町村が実施しています。筑豊地区、嘉飯山、直鞍の中で実施していないところが幾つあるかご存じですかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

それは把握していません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

残念ながら鞍手町だけです。直鞍、嘉飯山で。田川市と田川郡を入れても鞍手町と赤村だけです。あとは全て実施しています。こういう状況を考えてみて、財政状況が厳しいということは考えながらも、やはりちょっとここが議会の透明性を高めるということにご理解があるならば、もう3年間ずっと予算化はされていませんが、ここら当たりで実施に踏み切る時期ではないかなと思いますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

先程も申しましたように、今は危機的な状況は乗り越えたという状況で、またハードな事業も取り組んでいます。今の時点では学校の統廃合等々に向かって頑張っていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは議会の方が、ここ3年連続して要求している予算額は314万円です。23年度でお尋ねしますが、財政調整基金に組み入れている額があります。財政調整基金というのは自由に出し入れ出来る、言えば普通預金のような額ですが、この財政調整基金に23年度で

は幾らの額を組み入れて積み立てていますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。財政調整基金の平成23年度の積立金につきましては、約4億8千万円ほど積み立てています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1年間で4億8千万円積み立てていますね。その314万円という額は4億8千万円からすると何%に当たりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

率にしまして0.6%に相当すると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

予算にして財政調整基金に組み入れた額の0.6%の額なのです。この額が財政が厳しいからといって出来ないような額とすれば鞍手町は倒れますよ。これは財政が厳しいというよりもやる気があるかないかに係わって来るのではないですか。

もう一つお尋ねしますが、23年度末までの財政調整基金の総額は幾らになりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。平成23年度末の時点では、財政調整基金の残高は約9億6500万円になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

23年度末で9億6千万円ほどあります。これは0.3%なのです。こういった額で議会の活性化を図り、尚且つ町民の皆さんに、今日みたいな本会議の場で、どのような議論をされているか知って貰うことの重要性というのを、町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私はいわゆる基本財政は当初予算が組めるというのが私の基本理念でございます。だから当初予算も、事務的経費も半分は後期に回して、今当初予算を組むには最低13億から15億いるわけです。そのためにお金が無いからやりくりしながら一時借入をしたり、当分はしのいでいるのが現状なのです。そういうものがあって初めて、じゃあこういうことにしましょうという状況でございます。

ただパーセントが300万円のパーセントで貯金はなんぼかという論理は、私は理解出来ない。あくまでも鞍手町は全体予算の中で執行している。緊急性の高いところに持っていかなければいけない。そのためには過疎債を使わないといけない、借りたお金は払わないといけない。

近い内には退職手当債も、今県の方がなんぼか融資はしていますが、これも近い将来消える、そういう退職者の退職金も持っておかないといけない。

そういう展望に立って私達は財政を持って行くと。ただ300万円は率からいったら0.6か0.3か知りませんが、率の問題ではないのです。そこをよく理解して頂きたい。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

本会議の放映については、先程も言いましたように議会を活性化しようということで、議会全体の意思として決定して予算を要求しているのです。議会全体の意思として決定しているということは、私達は町民の皆さんを代表してここに来させて貰っているわけです。

ですから町民全体の意思として、議会本会議の中でどういう議論がされているか知る権利があると思います。今日はたまたま政治学級のゆりの会の方達が多く見えていますが、なかなかこの傍聴席まで上がって来て、傍聴するという事は出来ない方が多いのです。ですから町立病院でも、例えば福祉センターでも、ちょっと時間がある時に、どういうことが話されているのかを知るといふことは大事ではないかなと思います。

それを率の問題ではない、僅かなお金でも当然儉約して行かないといけないことはありますが、優先順位として議会の総意として決まったことを、その3年間反故にするということ自体が、私としては理解が出来ません。

やはり議会と行政が両輪として切磋琢磨して行くというのであれば、当然町長が提案する議案についても、私達は議論し真摯に受け止め議決をしています。と同時に議会で総意として決まったことについても、町長は真摯に受け止めて、議会の総意を尊重して、やはりなにがしかの行動を取って頂くことが必要ではないかなというふうに思いますがどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

これは平成24年度当初予算の中で予算は粛々と議決して頂きました。ただその中で今回一般質問でモニターの設置云々、3年掛けて言われている、それは議会の皆さんで、私達は

議会だけでなく町全体を見て、バランスをとって財政を立てないといけないということも踏まえて、私達は今の時点では福祉を優先しながら当面の問題に取り組んで行くということで、予算計上しなかったという経緯でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長が言われるのは全然道理が通らないのです。私達は先程も言いましたように、代表としてここに来ているわけですから、やはり尊重して頂くところは尊重して頂かないと、行政として成り立たないのです。それがお互い切磋琢磨しながら尊重しあって町を前に進めて行くということに繋がるのではないですか。

行政の執行部の皆さんは、自分達の言うことはとにかく聞いてくれと、あんた達が言うことは金がないから聞かれないよというのと一緒ですよ。それも自分達の議員の身になることについてどうのこうのと言っているわけではないのです。少なくとも議会でどういう話をされているのか、その透明化を進めるために議論を皆さんに知って貰うために、そういった非常に意義あることとして314万円ほどの予算を付けて欲しいというふうをお願いをしているわけです。要請をしているわけです。

そこはやはり、今行政的に厳しいというのなら、例えば50万円ずつとか、100万円ずつでも工面して3年後には付けましようとか、そういうようなこともあっていいのではないですか。そういう工面もしないのですか。いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

岡崎議員が言われる自分と意見が合わない。合わないというのは貴方が合わないというのは私も合わないことになります。そして当初予算で議決して頂いたことを2番煎じのように、また復活と。自分達の透明性、理解に立っていると私は言ったではないですか。しかし実態は厳しいから、区長会にお願いしてそういう要望も当分の間は待って下さいと。その中で行財政改革を進めて行きますという道半ばなのです。その中で310何万、そして0.6そんなことを私は言っているのではないのです。

そうしたら堂々と当初予算を否決されればいいではないですか。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

堂々と24年度は反対させてもらいました。別の理由で反対させてもらいましたが、先程言いましたように、県下でも44市町村がやっています。先程言いましたように筑豊地区でやっていないのは鞍手町と田川市、郡を入れても赤村だけ、そういうような状況なのです。ランキングがありますから後で見て下さい。そういうような状況の中で金がないからという

その理由だけでと言いながらも、財政調整基金は町長のご努力でしっかりと積み立てているわけです。鞍手町の町民の皆さんに、町長が堂々と自分はこのことをしているのだ、議員の質問に対してはこういう答弁をしているのだという場ですよ。そういう場を多くの人に知って貰うのにどうですかと言っているのですから、ここは先程も言いましたように、本当にお金が無いなら積み立てても、私達は費用弁償を0に削りました。そういうものでも積み立てて頂いて、24年度中に無理なら25年度、または26年度までにお考え頂ければと思います。要望して私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 14時28分

平成24年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成24年 6月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年 6月13日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年 6月13日 午後1時46分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	3	星正彦		4	仲野守	

職 務	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成24年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除
- 日程第5 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結
- 日程第6 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第49号 宮若市外二町じん荼処理施設組合格約の変更について
- 日程第9 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

平成24年6月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の9頁をお開き下さい。

2款 総務費から4款 衛生費について9頁から10頁まで質疑をお受けします。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

9頁の総務費 一般管理費で児童手当システム改修業務委託料が上がっております。それと10頁の民生費 5款の両方に児童手当システム改修業務委託料が上がっていますが、二本立てになっている理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

総務費の方で上げておりますのは、職員の関係の分であります。もう1つの方で上がっているのは一般住民の方の関係のシステム改修で、給与システムの改修が必要になりますので、その分で総務費に上げております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。6款 農林水産業費から10款 教育費について10頁から11頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

11頁、商工費のバス停留所等改修委託料、具体的な中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このバス停留所等改修委託料については、すまいるバス等については昨年10月から実証運行を行っておりますが、想定いたしましたまちなか線及びもやいたクシーについては大変利用が少ない状況になっています。6ヵ月を経過しました本年3月末から4月上旬に掛けて、町民720名を対象にアンケート調査及びバスに実際に乗り込みまして利用動向調査等を行っております。

調査の結果、利用者、特に高齢者等については、乗り継ぎをする方法が大変不便だというご意見や、事前予約制度が大変面倒だというご意見を頂いております。

これらの意見を受けまして、現在地域公共交通活性化協議会におきまして、本年10月からの見直しについて現在協議、検討を行っている状況でございます。

具体的な路線については、現在協議、検討中でございますが、調査の結果のご意見を参考にして、現在の往復型のまちなか線ともやいたクシーを組み合わせた方法ではなく、バスについては主要公共施設を巡回するような方法に見直すこととしておりますので、その新たなバス停留所が必要となりますので、その経費を計上しております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

随時利用しやすいように見直していくというのはいいのですが、それは10月からの分ではなくて、今回補正に上げた分はいつからするのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回の補正で上げたものは本年10月からの見直し分のための補正の内容となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

10月からの見直しですが、今アンケートをとって実際に乗ってみて、その改良の中で出た意見を網羅した分がこの補正だということでしょうか。後は10月からの見直しまでは会議しなくて、それで終わりということですか。この補正自体は10月からということですが、額として上がっていますね。それで10月からの見直しというのは主要な公共施設を回るという見直しだけで終わるのか。それともそれまでもう少しアンケートをとって協議がなされて、もう少しここはこうしようとかという新たな具体的に見直すところが出てきた場合の予算とかはどうなりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回計上させて頂いています予算については、あくまでも事務局の案ということで、バス停の箇所としては25ヵ所分を想定して予算を計上させて頂いております。

ただ、具体的な路線及びバス停の場所等については、現在活性化協議会の中で協議を行っている段階です。具体的な場所はまだ決まっておりません。まだ第1回目の活性化協議会が開かれた段階です。第2回を今後開く予定にしております。そういう中で場所は決定されるという形になっています。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

11頁の8款 土木費の中で治水堤防監守委託料は減額されています。この時期にどうして落とすのかを質問いたします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農政環境課で取り組んでおります農地水環境保全向上活動事業の補助金が、今回新たに事業希望調査をしましたところ、新延南区と上木月区が実施するようになりました。そのため11頁の農地水環境保全向上活動支援事業98万6千円を追加補正しております。そのために上木月区と新延南区の監守委託料を減額しております。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

そうしますと、この監守委託料は単費で付けているわけですね。補助事業の中で一部対応するという事で単費を減らすということですか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農地水環境保全向上活動事業の補助金でこの監守して頂くために、その補助金で対応して頂くということになっております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。歳入に入ります。7頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

7頁から8頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案第46号は契約議案で、関連で申し訳ないですが、行政無線が取り付けられるということを前提に、この行政無線はかなり厳しい運用規定を設けないことには、今全国でも使用

について訴訟問題も起こっております。防災無線に関しては災害時に使用するのが主な目的でございますが、実質的には地域のコミュニティ、行政から子機に連絡する、連絡用に主に使っているのが実状です。音量等で、また使用目的においては、無線法違反にもなりますので、運用規定が厳しいものが設けられていると思いますので、取り付けるのに契約議案が出る以上、これが出来上がるのが約5ヵ月先、次は9月定例会しかございません。出来れば契約議案を出されると同時に運用規定も出されないことには検討が出来ないのではと思います。かなり厳しい運用規定になると思いますので、早めの調査等が必要ではないかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

防災無線を設置していく上では、無線の利用許可申請というのを出さなければなりません。国の許可を受けることとなります。この許可を受ける上では無線法の中で具体的に、今言われるような規定がきちんと整備されているかということも条件に上がってまいりますので、今後、その運用を始めるまでの間というか、許可申請をするまでにはそういうものを整備して行くと考えております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

審査を行うには9月定例会しかないわけです。議会の中で運用規定において調査等はいらないのか。それと同時に今子機が約20ヵ所設けられるように、20ヵ所でこの金額だろうと思います。近隣の遠賀町は約50ヵ所です。将来的に増やす予定があるのかないのか。そうすると当然金額に幅が出てくるのでは。その辺2点をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の防災行政無線については、昨年、避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作成いたしまして、その中にはハザードマップ、今日区長さんの方にお配りしているのですが、その中で浸水想定区域になっている所、土砂災害の危険地域として指定されている所、こういう所が載っていますが、こういう所を今回の整備では優先して設置するという考えであります。22の地域というのは、ハザードマップで言えば浸水想定区域の中にある、或いは土砂災害の危険性があるという所になります。

当然防災無線ということで考えますと、地震とかそういうものにも対応して行きたいというのがありますが、全域で完全に網羅出来るようになるとなるとかなりの台数が必要となり、非常に大きな額となります。また、維持管理経費も大きくなります。それで災害対策の優先度として考えた時に、風水害対策が鞍手町では、まず一番であろうと。地震対策については

先日も県の方で防災計画の見直しがありましたけれども、その中でも今後30年以内にマグニチュード7.2の地震が起きる確率が0.6%未満ということの報告を受けております。そういう状況を考えた時に、まず、風水害対策、土砂災害対策を優先したということでございます。

運用基準については、県の防災無線等も実際に示されておりまして、更に基準の外に取扱要領とかも定められております。町の防災無線を設置しましても当然そういうものを定めていくということになりますが、実際に議会に諮らなければならないという状況のものではないので、その辺は想定してなかったのですが、あくまでもこの無線の新設は町がして、町が運用するということとなりますので、町の方できちんとその辺は定めていくという方向であります。

子機を増やすのは今後の課題であるということで検討したいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

子機が20の予定で配備されようとしています。この防災無線は運用規定の中にもありますし、実際問題として送受信、行政から子機の方に送る、子機の方で受信される方が公民館とか学校で居られるのなら可能かなと思います。公民館には常時人は居られないので、受信はどのように考えておられるのか。これは大きな問題ではないかなと思います。

受け取る側がどのような対応になっているのか。逆にそういうものについては子機20カ所設置になっていいますが、どのような連絡網になっているのか。その辺をお伺いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

防災無線については、災害が発生した時の初動として避難所への避難と。そういう形で避難される方への情報伝達というのが必要になってくると思います。

その後は避難所との連絡体制という部分で必要になってくると思います。それを今回の補助金では避難所との相互の送受信が出来るようなもののシステムに下さいということが基準として上げられていますので、そういうものに仕上げるようにしております。

実際避難所を開設すればそこに職員が常におるという形になりますので、そこにいる職員と親局なりとの連絡を行うという形になるかと思えます。

○議長 川野 高實君

正確に初めの無線を誰が受けるかを明確に言ってやらないと答弁にならないです。

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

あくまでも避難をされていようとしている方に最初に伝えるというのが防災無線の初動の部分だと思います。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

災害時のことを想定して行政無線を付けるわけです。それと同時に私が言ったのは行政からの行政連絡にも使いませんか。行政無線を付けている所はほとんど使っているわけです。地域コミュニティ、今日は何々がありますからと地域コミュニティにも使っているわけです。行政から子機のところに連絡する時には、必ず送る人がいる。役場内から送る。向こうは受け取る人がおる。居ないと何の意味もないわけです。その辺はどのようにクリアしますか。災害時においても受信者は居るのか。その辺はどのように管理をするのかと言っているわけです。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

あくまでもこの防災無線というのは同報系ですので、不特定多数の住民の方に同時に同じ情報をまず流すということが第1目的としてあります。

その相互通信という部分については、今度は誰でもが、それを使ってということではなくて、例えば役場の職員とかが、そこに配置した時にその人との連絡体制という形で事務連絡等を行うということは可能ということでございます。

一般的に地域コミュニティでそこから発信するということは想定しておりません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この工事請負契約については入札結果として配られています。10社の内8社が辞退ということになっています。8社が辞退した理由と、結果として2社で競争入札することになっていますが、2社でも成立するのでしょうか。鞍手町の規定ではどのようになっていますかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回2社で入札を行いました。入札に参加された業者さん、それから辞退された業者さん、それぞれにどういう状況があるのかという理由を伺ってみました。前提となるのが昨年のも東日本大震災が3月に起きました。その直後に総務省から市町村の防災無線の整備ガイドラインというのが示されておりまして、従来型の一方的に情報をマイクで伝えて行くという方法だけではなくて、複数のルート、情報伝達手段の多ルート化と呼ばれていますが、複数のシステムを併用することによって、複数の伝達手段を確保するような形に今後の仕様はしなさいと示されておりまして。

これを受けまして入札に参加された業者の話では、これまでは多くの防災無線の発注は大手の無線業者に集中していたのですが、その後、業者さん達が持っておられるパッケージ化されたものについては、このガイドラインに沿うためにはカスタマイズが必要ということで、まだ大手の場合はなかなかその辺のカスタマイズに対応出来るまでに至っていないという実状があるという話を聞きました。それから辞退された方々に聞いても、現状としてはまだそこまでの対応が出来ませんので今回は辞退をしますということで、実際に対応が出来るとされたのが2社であったということです。

それと2社で入札が成立するかどうかというご質問ですが、この件に関しては私の方で調べてみまして、地方財務実務提要というものには入札者が1人になった場合の対応についてという見解が示されておりますが、2人の場合というのには示されておられません。1人の場合指名競争入札では発注者側で指名した業者しか参加出来ないことから、実際の入札者が1社のみとなった場合は競争性が確保されないということで、これは問題があるということで入札は不成立とすべきであるとされております。2社の場合は特段示されておられませんので、県の方に確認をしました。福岡県の県土整備部の競争入札の規定ですが、指名競争入札において一般参加者が2人に達しない時は入札を取りやめるものとするということで、2社の場合は実施するという事ですので、その他の団体にも確認してみましたが、一般的にはそういう形で2社でも指名競争入札は実施するという事のようです。国、県辺りもそういう取り扱いということですので、それに準じて実施いたしました。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今辞退された理由をお聞きしましたが、大手の無線会社はカスタマイズ出来ないからというようにお話でしたが、そもそも入札に指名する際にそういう情報がなかったのかどうか。むしろこういうようなことが想定されるのであれば、最初からそういう会社でないところを指名して入札に参加させるべきではなかったかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

具体的にはそういう、辞退をされるという状況があるという情報はありませんでした。それで仕様という部分で今回の場合はガイドラインで示されている部分というのがありますので、従来型の標準仕様では難しいということ踏まえた時に、今回はそういう、2社という形になったと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この指名入札の会社は選ぶ際の情報はどういう情報を基にして、10社を指名したのかお

尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

業者の選定については、今回の工事は一般の電気工事ではなくて電気通信工事という形になりますので、電気通信事業者の資格を有する業者が施工することになります。それで指名願を提出されている業者の内、81社が電気通信事業者の資格を有する業者でした。その中で防災無線の工事实績、元請けとしての工事实績のある業者が15社ほどありました。今回、鞍手町の場合は1億1千万円くらいの設計になりますので、1億円を超えるような実績が多数あるというところを指名するというところで考えました。特にこの15社の内の5社については、実績がまだ1件とか2件とかで、残りの10社については多数、少なくとも10件以上はあるというような業者でありましたので、実績としては十分というところで判断をしました。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

大きな工事で電気事業者の資格がないといけないだとか、いろいろあると思いますが、鞍手町での防災無線の工事ということで、勿論こういう会社がしないといけないのですが、同時に町内の業者をどこかで仕事を作ってあげないといけないと思います。分けてするわけにはいかないでしょうが、その辺についてはこういう業者には何らかのお願いということはあるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の場合は先程申しましたように電気通信事業者の資格が必要であるということで、町内の電気工事の業者についてはこの資格を有している業者がいなかったというのがあります。実際、電波の電通試験でありますとか、そういうものについては管理技術者を専任で配置しなければならない工事でありますので、なかなか町内の電気工事の業者の方は難しいという部分があります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論専門的なところはここがしないといけないと思いますが、例えば支柱を建てたりとか、免許がいらないで出来る仕事とかもあるのではないかと思いますので、そういう部分については是非町内業者を使って頂くということも、今回はどうなっているのかと今後もそうい

うことは言って頂きたいと思うのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回落札しました元請けの業者の方には町内の業者をそういう部分で活用して頂けるように推薦はしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

関連で申し訳ないですが、この資料に付いているシステム構成図の中にはエリアメールというところで携帯電話、スマートフォンにメールが行くというようなことが書いてありますが、先日、岡垣町の緊急災害用の試験用のメールが届いたのです。そういうので中身として災害としてどこまでの災害を想定されてあるのか。それとこれはエリアメールですから、近隣の携帯電話とかもってあるところを試験電波のメールを流すのでしょうかけれども、これは登録とかがいるのですか。具体的にどのようにされるのかをお聞きします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

このエリアメールは携帯主要3社、NTTドコモ、auと、ソフトバンクが現在利用可能になっています。昨年の秋にNTTが利用可能になりまして、その後ソフトバンク、今年の春からauがということで、主要3社の足並みが揃ったところで、利用協定を各社と結びまして、現在防災無線を整備する前の現在の段階ではそれぞれの会社のインターネットサイトに入りまして、そこから例えばドコモならドコモの利用者の方に一斉にメールが発信出来るということです。auの場合はauのKDDIのところについてということになりますが、今回のシステムを整備すれば1回で3社分がまとめて流せるという形のシステムになっています。

利用者の方では迷惑メールとかを嫌って、特定のメールしか受信出来ないような設定をされている方がいるかと思いますが、そういう方の場合は届かないので、このメールが届くように設定をして頂く必要がありますが、それ以外の方の場合はほぼ、全機種に届くと。鞍手町から発信すれば鞍手町内とその周辺地域の方々にも届くという形になります。

災害の種類としましては、基本的には水害等の避難指示とか、ある程度大きな指示を出す場合という形になろうかと思えます。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合格約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第9 議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第50号は専決第10号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたために、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成24年度歳入を繰り上げ、これを充用したものであります。

なお、繰上充用措置は出納期間内に行わなければならないことから、平成24年5月31日付けで専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ1億2524万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5883万5千円といたしました。

以上が議案第50号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第50号について質疑はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

本年度1億2500万円ということですが、23年度の単年度における決算見込みはどういうふうになっていますか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

単年度の収支としましては、歳入歳出差し引きで約6733万7千円の赤字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

単年度で6千万円を超える赤字ということで、昨年度まで黒字で何年か来ていたのですが、単年度で約7千万円近くの赤字が出たその理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

歳入歳出差し引きで22年度は270万3千円の赤字に対して、23年度は6733万7千円という赤字の結果となりました。主な原因としましては、前年度と比較しますと歳入では療養給付交付金が2269万円増加したと。そして前期高齢者交付金が8100万円増加

しておりますが、反面国庫支出金におきまして療養給付費等の負担金が約3177万円減額したことで、普通調整交付金が約2429万円減少したこと。共同事業交付金が約2455万円減少したことが上げられます。一方歳出では保険給付費が約5462万円増加したことや、共同事業拠出金が約1291万円増加したこと。そして療養給付交付金の返還が約1902万円となったことが主な理由です。これによりまして歳入では約1500万円の減少、歳出では約5233万円の増加となり、差し引き約6733万7千円の赤字ということになりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

金額が増減するのはあるのですが、例えば病気が流行ったとか、それとそれ以外に前期高齢者交付金とかいろいろあるのですが、昨年度はいきなり少なくなったという話も聞きましたが、本年度の見込みとしてはどういうふうに考えているのですか。

医療費については予測が立てにくいのですが、それ以外の部分についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

まだ正確には見込みが取れません。というのはご存じと思いますが、定率国庫負担が2%を、今度県に回すということで、その配分の仕方がまだ国がガイドラインを見直す最中ですので、まだ決定してないことからなかなか見込めない状況であります。

医療費については風邪とかインフルエンザの季節的なものではなくて、主な原因は病院の入院の負担が横這いであるということで、なかなか減少しなかったのが主な原因となっております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会

とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時46分

平成24年鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
平成24年 6月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成24年 6月19日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成24年 6月19日 午後1時17分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	3	星正彦		4	仲野守	

職 務	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成24年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第50号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更について
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 陳情第1号 「拉致問題の早期解決を求める意見書」の提出を求める陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 閉会中の継続事件

平成24年6月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第50号から、日程第4 議案第49号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第50号 専決処分の承認 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について。

議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更について。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 専決処分の承認 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第47号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第48号 福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第49号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第5 議案第42号から日程第9 議案第46号までの5件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第42号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例。

議案第43号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第44号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成24年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第46号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 2 号 鞍手町印鑑条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 3 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 4 号 平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 5 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 2 4 年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 6 号 消防防災通信基盤整備費補助事業 鞍手町防災行政用無線施設整備工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第10 陳情第1号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 拉致問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、6月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 拉致問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第11 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しまし

た。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第3回定例会を閉会します。

閉会 13時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 星 正 彦

議員 仲 野 守

平成24年6月19日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査